

負担限度額認定証とは

介護保険3施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設）やショートステイを利用する居住費・食費については、ご本人による負担が原則ですが低所得の方については、居住費・食費の負担軽減を行っています。

●軽減を受けられるのは、次の3つのいずれにも該当する方です。

- (1) 本人及び同一世帯の方全てが住民税非課税者であること
- (2) 本人の配偶者（別世帯も含む）が住民税非課税者であること
- (3) 預貯金等合計額が、単身者は1,000万円以下、配偶者がいる場合は両方で2,000万円以下であること

【負担限度額とは】

介護保険3施設に入所やショートステイを利用すると、介護サービス費用の自己負担分（1割もしくは2割）のほかに、居住費や食費なども負担することになります。

ただし、所得の低い方は、居住費・食費の上限額（負担限度額）が定められ、費用負担が軽減されます。負担限度額は利用者負担段階ごとに定められています。

介護サービス利用時の自己負担額

サービス費用の 1割(2割)	+	日常生活費 (理美容代など)	+	食費	+	居住費 (滞在費)	=	自己負担額
利用者負担段階		居住費（滞在費）の負担限度額						食費の 負担 限度額
		ユニッ ト型 個室	ユニッ ト型 準個室	従来型個室		多床室		
				特養	老健 療養	特養	老健 療養	
第1段階	・老齢福祉年金受給者の方で、 世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護受給されている方	820	490	320	490	0	0	300
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入額と 合計所得金額と非課税 年金収入額の合計額が 年額80万円以下の方	820	490	420	490	370	370	390
第3段階	・世帯全員が住民税非課税で、 本人の課税年金収入額と 合計所得金額と非課税 年金収入額の合計額が 年額80万円を超える方	1,310	1,310	820	1,310	370	370	650
第4段階	・住民税課税世帯の方	1,970	1,640	1,150	1,640	840	370	1,890